

# 輸送リーダー

2011 November 11  
Vol.185

“トラックは生活(くらし)と経済のライフライン”

10月9日は「トラックの日」

毎年10月9日は「トラックの日」。今年も全日本トラック協会が主体となり、テレビ・全国紙・ラジオ・全国主要駅などのメディアにおいて、社会に向けてトラックの担う重要な役割を訴えかける日がやってくる。今年の統一標語は“トラックは生活(くらし)と経済のライフライン”。普段の生活において止まることなく生活を支えているトラックは、特に今年、先の震災で延べ2032地点に対し、食料品約1,898万食、飲料水約460万本、毛布約46万枚等を輸送するなど、まさに“ライフライン”であることを体現し、その頼もしさを見させてくれた。また、つい先日には、社会に貢献する輸送業界を後押しする形で「運輸事業振興助成法」が成立。都道府県に対して運輸事業振興助成金の交付を努力義務としたこの法律が成立したことにより、安全・環境対策などでさらなる対策が求められる業界にとって、その推進基盤を固める大きな力になるだろう。いまトラックには、この国を支える重要な役割の担い手として、大きな期待が注がれている。

※平成22年度国土交通白書より



## 業界羅針盤



「運輸事業振興助成法」成立

都道府県に交付金の確実な交付求める 業界の社会的地位向上へ大きな一步

総務省 東日本大震災により自動車税等が非課税に

全ト協 8115事業所のGマーク申請受理

## 【各論69】 プロドライバーの健康管理について —多発している過労死、その対策は?—



### ■過労死とは

近年、過労死や過労自殺が急増して、マスコミにも取り上げられ社会問題化しています。過労死とは、労災保険給付の支給要件である業務起因性があり、過重業務(通常と比較して精神的・肉体的に過激な業務)の有無の判断から業務と発症との因果関係が認定された場合、過労死に該当します。

厚生労働省の統計では、平成22年度に労働災害(労災)と認められた過労死は113件、過労自殺は65件となっています。また、脳・心臓疾患での業種別労災認定率で、運送業は突出しており(第2位の建設業の約2倍)、運送業の過重労働の改善が特に必要となっています。

運送業での過労要因では、常態化した残業、長距離の乗務、頻繁な深夜勤務、昼夜逆転型の生活、休息期間・休憩時間不足など。長時間緊張を強いられることでストレス等により疲

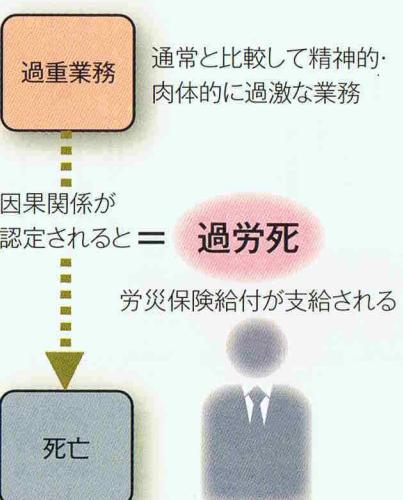


表1 長期間の過重業務における業務の過重性の評価目安

- ①「発症前1ヶ月間におむね100時間以上」、「発症前2ヶ月ないし6ヶ月間におむね80時間以上」の時間外労働時間(週40時間を超える労働時間)があれば、業務との関連性が強いと評価する。
- ②発症前1ヶ月ないし6ヶ月間の時間外労働時間がおむね45時間を超える場合は、それが長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価する。
- ③発症前1ヶ月ないし6ヶ月間にわたって、1ヶ月当たりおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症の関連性が弱いと評価でき、労働時間以外の負荷要因による身体的、精神的負荷が特に過重と認められるか否かが重要となる。

労働時間の目安を定め、長期間の過重業務における業務の過重性の評価にあたって、労働時間が「疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられる」とし、その評価の目安を定め、通達しました(表1)。

運送業においては、運転労働者の健康の維持等を目的とする労働省労働基準局長告示「自動車運転者の労働時間の改善のための基準」が定められています(表2)。過労死に対して、認定基準が明確になったことに伴い、過重労働であると認定されるケースが増加していくことが予想され、事業者は自社の労働時間管理の見直しが急務となっています。つまり、労働時間基準を厳守する安全配慮義務を負担し、これに違反すれば、労災認定ではとどまらず、損害賠償責任を免れない可能性があります。賠償額もますます増加傾向にあります。

### ■過労死防止対策

過労死等が発生した場合、法的責任だけでなく、優秀な従業員の喪失、企業秩序維持の低下、社会的信用の失墜等大きなダメージを被ることになります。そのため、リスク回避のための過労死の防止対策として、就業規則や労働時間運用マニュアルを整備し、右記のような取り組みをしていかなければなりません。

表2 自動車運転者の労働時間の改善のための基準

- ①1日についての拘束時間は原則13時間を超えないものとし、それを延長する場合であっても最大拘束時間は16時間とすること。
- ②勤務終了後、継続8時間以上の休息時間を与えること。
- ③運転時間は2日を平均して1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり48時間を超えないこと。
- ④連続運転時間は4時間を超えないこと。

- ①厚生労働省の過重労働となる目安の労働時間に関する通達や労働安全衛生法等健康管理における法令を遵守すること。
- ②定期健康診断及び雇い入れ時の健康診断を実施し、健康診断項目に異常の所見が有りと診断された労働者については、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜労働の削減などの適切な措置を講じること。
- ③労働者の健康状態を把握してメンタルも含めて指導するだけでなく、労働者が、食欲低下、酒量増、作業効率低下、コミュニケーション力低下等の変化があつたら相談するよう働きかけ、自主的健康管理を奨励すること。



## 「ゆとりとゆたかさ」を…。未来志向の人事労務管理を提案します。

### ■コンサルティング業務

- ・新規採用時の適正診断
- ・採用・教育・評価システムの設計
- ・コンピテンシー導入・運用、スキル測定
- ・就業規則・賃金規程等の作成
- ・各種助成金・奨励金申請
- ・セクハラ・パワハラなどの相談窓口の設置
- ・社内インディ制度(社内独立制度)導入支援

### ■アウトソーシング業務

- ・労働保険(労災保険・雇用保険)関係の手続き
- ・社会保険(健康保険・厚生年金保険)関係の手続き
- ・給与計算業務

「人事・労務トラブル110番DVD」Vol.1・Vol.2に続き、Vol.3が発売となりました。

～人事労務に関する代表的なトラブルをドラマ仕立てで解説～

- 【第1話】これって育児休業者に不利益な取扱い?  
職場復帰は営業部でなく総務部ですか
- 【第2話】そんな貸下げはないでしょう!おとなしかった社員が猛反発!
- 【第3話】喫煙従業員は仕事してないも同じ?非喫煙者の給与を上げよ!
- 【第4話】これって残業不払い?出張手当への社員の不満
- 【第5話】業務委託契約者が在宅勤務者であると主張!
- 【第6話】アルバイトが警察に拘留された!解雇の是非は?

輸送リーダー読者謝恩サービス  
Vol.1～Vol.3 各4,980円(送料、税込)  
Vol.1・Vol.2セット 7,500円(送料、税込)  
Vol.1～Vol.3セット 9,000円(送料、税込)

TEL 03-5799-4864 FAX 03-5799-4848

